

事業用電気工作物設置者地位承継届出書に関する標準的な記入方法等

1. 目的

本件は、事業用電気工作物設置者地位承継届出書（以下「承継届出書」という。）の標準的な様式記入方法等について、統一的な運用を図るために、定めるものである。

2. 様式及びその記載例

- (1) 承継届出書の様式は、別添1のとおり。
- (2) 承継届出書の記載例とその解説は、別添2のとおり。

3. 事業用電気工作物設置者地位承継届出書に関する標準的な記入方法等

(1) 想定される承継の形態

法第55条の2第1項において、地位の承継ができる場合は「事業用電気工作物を設置する者について相続又は合併があったとき」と規定されており、設備の譲渡の場合は含まない。

したがって、想定される承継の形態は次のとおり。

① 単純承継の場合

B社がA社の地位を承継する場合で、B社がA社を吸収合併したとき、B社とA社が対等合併し、B社が存続する場合。

② 名称変更を伴う承継の場合

上記単純承継によりB社がA社の地位を承継し、併せてB社がC社に名称変更する場合。

(2) 名称変更の取扱い

本来、承継規定は名称変更を対象とした規定ではないが、承継に伴い発生する名称変更については、承継規定の中で対応する。ただし、承継行為が発生しない単純な名称変更については、承継規定の対象とはしない。

(3) 施行規則様式第62の2中「承継に係る事業用電気工作物を設置する事業場の名称及び所在地」の欄の記入方法

次の理由により、所要の内容を記載するには表形式による方法が簡明であるため、様式1中の当該欄には単に「別紙のとおり。」と記述し、様式2又は様式3に基づく別紙を添付する。

- ① 事業場の名称については、承継による事業場の名称に変更があり得るため、承継前後の名称の記載が必要であるため。
- ② 名称及び所在地以外に、事務処理上必要な最低限の情報が必要であるため。

別添 1 (様式 1 : 省令様式)

事業用電気工作物設置者地位承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

事業用電気工作物を設置する者の地位を承継したので、電気事業法第 55 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

被承継者の氏名又は名称及び住所	
承 継 の 原 因	
承継に係る事業用電気工作物を設置する事業場の名称及び所在地	

備考 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別紙

(様式2:「別紙」の様式)

承継に係る事業用電気工作物を設置する事業場の名称及び所在地

管轄経済産業局名	事業場の名称		所在地	備考			
	承継前	承継後		発電所の有無	公害防止関係法の対象の有無	工事中の電気工作物の有無	使用中のPCB含有電気工作物の有無
北海道							
東北							
関東							
中部							
北陸							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							

※発電所がある場合、「発電所の有無」欄には「あり」と記入するとともに、括弧書きで発電所の種類(「火力」又は「水力」)を記入して下さい。

※公害防止関係法の対象となる設備がある事業場の場合、「公害防止関係法の対象の有無」の欄には「大気汚染防止法」、「騒音規制法」及び「振動規制法」のうちから該当する法律名を記入して下さい。

※使用中のPCB含有電気工作物がある事業場の場合、「使用中のPCB含有電気工作物の有無」欄には「あり」と記入するとともに、括弧書きで総個数を記入して下さい。

参考

名称変更に係る事業用電気工作物を設置する事業場の名称及び所在地

(様式3:「参考」の様式)

管轄経済産業局名	事業場の名称		所在地	備 考			
	変更前	変更後		発電所の有無	公害防止関係法の対象の有無	工事中の電気工作物の有無	使用中のPCB含有電気工作物の有無
北海道							
東北							
関東							
中部							
北陸							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							

※発電所がある場合、「発電所の有無」欄には「あり」と記入するとともに、括弧書きで発電所の種類(「火力」又は「水力」)を記入して下さい。

※公害防止関係法の対象となる機器がある事業場の場合、「公害防止関係法の対象の有無」の欄には「大気汚染防止法」、「騒音規制法」及び「振動規制法」のうちから該当する法律名を記入して下さい。

※使用中のPCB含有電気工作物がある事業場の場合、「使用中のPCB含有電気工作物の有無」欄には「あり」と記入するとともに、括弧書きで総個数を記入して下さい。